

東京都アレルギー疾患医療提供体制整備等実施要綱

平成 30 年 11 月 5 日 30 福保健環第 1027 号

(目的)

第 1 東京都におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備（以下「医療提供体制整備」という。）は、アレルギー疾患を有する者が状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、東京都（以下「都」という。）におけるアレルギー疾患医療の拠点となる病院等を指定し、都内の医療機関等の診療ネットワークを形成するとともに、医療機関に係る情報の提供や、医療従事者等の資質の向上を図ることにより、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることを目的とする。

(実施主体)

第 2 本要綱に定める医療提供体制整備の実施主体は、都とする。

- 2 都は、医療提供体制整備に係る事業の一部を医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に定める病院（以下「病院」という。）に委託することができる。

(拠点病院及び専門病院の指定)

第 3 都は、診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理を行うとともに、都内においてアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的役割を担う病院を東京都アレルギー疾患医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）として指定する。

- 2 都は、診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理を行う病院を、東京都アレルギー疾患医療専門病院（以下「専門病院」という。）として指定する。
- 3 拠点病院及び専門病院の指定期間は、5 年間とする。ただし、再指定を妨げない。
- 4 その他、拠点病院及び専門病院の指定に必要な事項は、別途定める。

(拠点病院の役割)

第 4 拠点病院は、専門病院及びその他の医療機関等と連携し、次の役割を担う。

- (1) 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理
- (2) 都内のアレルギー疾患に係る診療連携の促進
- (3) 都から都民や関係者向けに提供するアレルギー疾患に係る情報についての専門的助言及び患者・家族向け講習会等の都民向け普及啓発への協力
- (4) 標準的治療の普及等のための医師向け研修の実施及び都が行う医療従事者及び保健福祉関係者並びに学校及び社会福祉施設等の職員向け研修への協力
- (5) 国や都が行う調査、研究等への協力
- (6) 国が指定する中心拠点病院（以下「中心拠点病院」という。）が開催する全国

拠点病院連絡会議への出席等、中心拠点病院や他の道府県拠点病院との情報共有及び協力

- (7) その他都が実施するアレルギー疾患医療の質の向上等に係る取組への協力

(専門病院の役割)

第5 専門病院は、拠点病院及びその他の医療機関等と連携し、次の役割を担う。

- (1) 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理
- (2) 患者・家族向け講習会等の都民向け普及啓発への協力
- (3) 都が行う医療従事者及び保健福祉関係者並びに学校及び社会福祉施設等の職員向け研修への協力
- (4) 国や都が行う調査、研究等への協力
- (5) その他都が実施するアレルギー疾患医療の質の向上等に係る取組への協力

(その他の医療機関等の役割)

第6 拠点病院、専門病院及び中心拠点病院（以下「拠点病院及び専門病院等」という。）以外の病院、診療所及び薬局は、拠点病院及び専門病院等と連携し、次の役割を担う。都、拠点病院及び専門病院は、これらを支援するための情報提供を行う。

- (1) アレルギー疾患における標準的治療の提供
- (2) 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者の、拠点病院や専門病院への紹介
- (3) 最新の科学的知見に基づいた適切な情報提供及び指導

(東京都アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会)

第7 都は、拠点病院、専門病院等の連携協力関係の構築、アレルギー疾患医療に関する情報の提供及びアレルギー疾患に係る医療従事者等の人材育成の推進を図るため、拠点病院、専門病院等によって構成される東京都アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 都は、拠点病院及び専門病院の中から、連絡会を構成する病院を指定する。
- 3 連絡会は、次の事項について協議・検討する場とする。
 - (1) 都内のアレルギー疾患に関する医療機関等との連絡調整及び診療ネットワークの構築
 - (2) 都内のアレルギー疾患医療提供体制に関する情報収集及び情報提供
 - (3) アレルギー疾患に係る医療従事者等に対する研修の企画及び検討並びに都が実施するアレルギー疾患に関する研修等への協力
 - (4) 学校、社会福祉施設等の関係機関からのアレルギー疾患医療に関する相談等への対応
- 4 その他、連絡会に必要な事項等については、別途定める。

(東京都への報告)

第8 拠点病院及び専門病院の開設者は、指定要件の充足状況等について、別途定める方法により、定期的に都への報告を行う。

2 知事は、必要があると認めるときは、拠点病院及び専門病院の開設者に対し、報告を求めることができる。

(評価)

第9 医療提供体制整備の実績等は、その円滑かつ効果的な実施のため、東京都アレルギー疾患対策検討委員会の評価を受けるものとする。

(個人情報及びプライバシーの保護)

第10 拠点病院、専門病院、その他事業の実施に係る関係者は、事業の実施に当たり、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第2条第2項に規定する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第11 医療提供体制整備の実施について、この要綱に定めのない事項については、別途定める。

(附則)

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。

東京都アレルギー疾患医療拠点病院等選定要領

平成 30 年 11 月 5 日 30 福保健環第 1027 号

第 1 趣旨

この要領は、東京都アレルギー疾患医療拠点病院等の選定に関し必要な事項を定める。

第 2 拠点病院及び専門病院の指定等

- 1 東京都知事（以下「知事」という。）は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院（以下「病院」という。）のうち、第 3 で定める指定要件を満たすものについて、東京都アレルギー疾患医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び東京都アレルギー疾患医療専門病院（以下「専門病院」という。）として指定する。
- 2 知事は、以下に掲げる場合に、指定を取り消すことができる。
 - (1) 1 により指定した病院が指定要件を満たさないと判断されるとき。
 - (2) 1 により指定した病院が違法又は不当な行為をしたと認められるとき。
 - (3) 開設者から申出があったとき。

第 3 指定要件

1 拠点病院

(1) 診療体制

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科等関係する複数の領域の診療科が連携して、診断、治療及び管理を行い、次に掲げるアからウまでの要件を全て満たすこと。

ア アレルギー疾患に係る専門治療等の提供

次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。

(ア) 一般型（以下の A、B 及び C を全て満たすこと。）

- A. 別表 1 に掲げる内科系及び小児科系領域に係る診療及び試験・検査の項目が全て実施可能であること。
- B. 別表 1 に掲げる皮膚科系、耳鼻咽喉科系、眼科系領域のいずれかの領域に係る診療及び試験・検査の項目が全て実施可能であること（全ての領域について実施可能であることが望ましい。）。
- C. 単独の診療科において診断・治療が困難な症例について、院外も含めた関係診療領域に係る一般社団法人日本アレルギー学会（以下「日本アレルギー学会」という。）の認定を受けたこと。

ギー学会」という。)が認定する専門医、又は当該関係診療領域に係る関係学会が認定する専門医への意見照会等が可能な体制を有すること。

(イ) 小児型

小児医療を専門とする病院にあつては、別表1に掲げる小児科系領域に係る診療及び試験・検査の項目が全て実施可能であること。

イ アレルギー疾患に係る専門的な知識及び技能等を有する医師等の配置次に掲げる(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 一般型(以下のA及びBをともに満たすこと。)

A. 別表2に掲げる内科系及び小児科系領域に係る要件を満たすこと。

B. アの(ア)Bにおいて該当する領域について、別表2に掲げる当該領域に係る要件を満たすこと(全ての領域について要件を満たすことが望ましい。)

ただし、別表2の各領域における1の要件については、当分の間、当該領域において1の要件に該当する院外の医師への意見照会が可能な体制を有することをもって、要件を満たすものとして取り扱うこととする。

(イ) 小児型

小児医療を専門とする病院にあつては、別表2に掲げる小児科系領域に係る要件を満たすこと。

ウ アレルギー疾患に係る患者指導を行う看護師等の配置

以下に掲げる体制を院内において有すること。

(ア) アレルギー疾患に関する患者指導を行うことができる看護師を配置していること。

(イ) 必要に応じ、看護師、薬剤師及び管理栄養士が連携して、アレルギー疾患に関する患者指導を行うことができること。

(2) 医療従事者の育成

次に掲げるア又はイの要件を満たし、かつ、ウ及びエの要件を満たすこと。

ア 一般型(以下のA及びBをともに満たすこと。)

A. 内科系及び小児科系領域において、日本アレルギー学会からアレルギー専門医教育研修施設としての認定を受けていること。

B. (1)アの(ア)Bにおいて該当する領域について、日本アレルギー学会からアレルギー専門医教育研修施設としての認定を受けていること。

イ 小児型

小児医療を専門とする病院にあつては、小児科系領域において日本アレルギー学会からアレルギー専門医教育研修施設としての認定を受けて

いること。

ウ アレルギー疾患医療に携わる医師、薬剤師、看護師、管理栄養士等の育成に関する中長期的な計画（概ね5年以上の実施計画）を有すること。

エ アレルギー疾患医療に係る標準的治療及び最新の知見等の普及のため、広く情報提供や研修機会の提供等を行うとともに、都と協力し、院外を含めた医療従事者等の資質向上のための取組が実施可能であること。

（3）診療機能等に係る情報提供及び普及啓発

ア アレルギー疾患治療に係る医療連携の促進のため、別表1に掲げる診療等の項目についての対応範囲及び診療実績に関し、都が定めるものについて公表が可能であること。

イ アレルギー疾患及びその治療等に係る正しい知識の普及のため、都と協力し、一般の患者・家族等を対象とした普及啓発の取組が実施可能であること。

（4）調査研究

都又は国が実施するアレルギー疾患治療に係る公益又は学術目的に資する調査研究への協力が可能であること。

2 専門病院

（1）診療体制

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、専門的な診断、治療及び管理を行い、次に掲げるアからウまでの要件を全て満たすこと。

ア アレルギー疾患に係る専門治療等の提供

内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科領域のいずれかの領域において、別表1に掲げる当該領域に係る診療及び試験・検査の項目が全て実施可能であること。

イ アレルギー疾患に係る専門的な知識及び技能等を有する医師等の配置

アにおいて該当する診療領域について、別表2に掲げる要件を満たすこと。

ウ アレルギー疾患に係る患者指導を行う看護師等の配置

以下に掲げる体制を院内において有すること。

（ア）アレルギー疾患に関する患者指導を行うことができる看護師を配置していること。

（イ）必要に応じ、看護師、薬剤師及び管理栄養士が連携して、アレルギー疾患に関する患者指導を行うことができること。

(2) 医療従事者の育成

(1) のアにおいて該当する診療領域について、日本アレルギー学会からアレルギー専門医教育研修施設としての認定を受けていること。

(3) 診療機能等に係る情報提供及び普及啓発

ア アレルギー疾患治療に係る医療連携の促進のため、別表 1 に掲げる診療等の項目についての対応範囲及び診療実績に関し、都が定めるものについて公表が可能であること。

イ アレルギー疾患及びその治療等に係る正しい知識の普及のため、都と協力し、一般の患者・家族等を対象とした普及啓発の取組が実施可能であること。

(4) 調査研究

都又は国が実施するアレルギー疾患治療に係る公益又は学術目的に資する調査研究への協力が可能であること。

第 4 都への報告

拠点病院及び専門病院の開設者は、第 3 に定める指定要件の充足状況等について、毎年、都の指定する様式により期日までに報告すること。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 5 日から施行する。

別表1 専門治療等の提供に係る要件

診療領域	実施可能な診療等
内科系	<ol style="list-style-type: none"> 1 診断が困難な症例及び重症・難治性気管支ぜん息患者の診療 2 肺機能検査及び呼気 NO 測定を用いた評価 3 気道過敏性試験等を用いた評価 4 舌下免疫療法又は皮下免疫療法 5 生物学的製剤を用いた治療 6 難治性咳嗽、アスピリン喘息、薬物アレルギー、アレルギー性気管支肺真菌症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、重症食物アレルギー、重症アナフィラキシーの診療
小児科系	<ol style="list-style-type: none"> 1 診断が困難な症例及び以下の重症・難治性疾患患者の診療 <ol style="list-style-type: none"> ①小児の気管支ぜん息 ②小児のアトピー性皮膚炎・アレルギー性皮膚疾患 ③小児の食物アレルギー 2 肺機能検査及び呼気 NO 測定を用いた評価 3 気道過敏性試験等を用いた評価 4 食物経口負荷試験（運動誘発試験を含む。） 5 舌下免疫療法又は皮下免疫療法 6 生物学的製剤を用いた治療
皮膚科系	<ol style="list-style-type: none"> 1 診断が困難な症例及び重症・難治性アトピー性皮膚炎・アレルギー性皮膚疾患患者の診療 2 アレルゲン同定のための皮膚検査や負荷試験 3 重症なアトピー性皮膚炎を主たる疾患とする入院治療 4 重症なアトピー性皮膚炎に対するシクロスポリン内服及びステロイド内服による治療 5 生物学的製剤を用いた治療
耳鼻咽喉科系	<ol style="list-style-type: none"> 1 診断が困難な症例及び重症・難治性アレルギー性鼻炎及び花粉症患者の診療 2 粘膜下鼻甲介（骨）切除術、鼻中隔矯正術、後鼻神経切断術及び内視鏡下鼻副鼻腔手術 3 舌下免疫療法及び皮下免疫療法
眼科系	<ol style="list-style-type: none"> 1 診断が困難な症例及び眼科領域の重症・難治性アレルギー疾患患者の診療 2 重症なアレルギー性結膜疾患に対する免疫抑制点眼薬による治療 3 重症なアレルギー性結膜疾患に対するステロイド剤の内服、眼結膜下注射及び外科的治療

別表2 医師の配置に係る要件

診療領域	専門的知識及び技能等を有する医師の配置
内科系	1 日本アレルギー学会から内科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から内科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保
小児科系	1 日本アレルギー学会から小児科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から小児科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保
皮膚科系	1 日本アレルギー学会から皮膚科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から皮膚科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保
耳鼻咽喉科系	1 日本アレルギー学会から耳鼻咽喉科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から耳鼻咽喉科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保
眼科系	1 日本アレルギー学会から眼科系の指導医として認定を受けている医師を配置（常勤） 2 1とは別に、日本アレルギー学会から眼科系の専門医として認定を受けている医師による診療が通常時において可能な体制を確保

要件	拠点病院	専門病院
診療体制	<p>1 専門医療等の提供 (1) 内科系及び小児科系領域において、要領別表1に基準として掲げられた検査・治療が全て可能 (2) 皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科領域のいずれかにおいて、要領別表1に基準として掲げられた検査・治療が全て可能</p> <p>2 専門的知識・技能等を有する医師の配置 ・内科系、小児科系及び1-(2)に該当する診療領域において、常勤の指導医を配置 ・通常の診療時間帯において専門医による診療が可能 ※ 1、2について、小児専門病院については、小児科系領域のみについて適合すれば可</p> <p>3 患者指導を行う看護師等の配置</p>	<p>1 専門医療等の提供 内科系・小児科系・皮膚科系・耳鼻咽喉科系・眼科系のいずれかの領域について、基準として掲げられた検査・治療が全て可能</p> <p>2 専門的知識・技能等を有する医師の配置 ・1に該当する診療領域において、常勤の指導医を配置 ・通常の診療時間帯において専門医による診療が可能</p> <p>3 患者指導を行う看護師等の配置</p>
医療従事者の育成	<p>1 専門医の養成・資質向上を進める体制 内科系、小児科系及び前項1-(2)に該当する診療領域について、日本アレルギー学会認定の専門医教育研修施設であること ※ 小児専門病院については、小児科系領域のみで可</p> <p>2 アレルギー疾患治療に携わる医療従事者の育成計画 医師及び看護師等の中長期的な育成計画を有すること</p> <p>3 標準的治療・最新の知見等の普及 都と協力し院外を含めた医療従事者等の資質向上のための研修等が実施可能</p>	<p>1 専門医の養成・資質向上を進める体制 前項1の該当診療領域について、日本アレルギー学会認定の専門医教育研修施設であること</p>
情報提供及び普及啓発	<p>1 診療機能等に係る情報提供 医療連携促進のため、実施可能な診療等の範囲、診療実績等で都が定めるものの公表が可能</p> <p>2 一般の患者・家族等への普及啓発 患者・家族等のための普及啓発の取組を実施可能</p>	<p>左記に同じ</p>
調査研究	<p>都又は国が実施する調査研究に協力が可能</p>	<p>左記に同じ</p>

東京都アレルギー疾患医療拠点病院・専門病院指定一覧

拠点病院(4病院)

一般型	東京慈恵会医科大学附属病院	港区
	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区
小児型	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	世田谷区
	東京都立小児総合医療センター	府中市

専門病院(13病院)

内科	慶應義塾大学病院	新宿区
	東京女子医科大学病院	新宿区
	同愛記念病院	墨田区
	昭和大学病院	品川区
	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区
	帝京大学医学部附属病院	板橋区
	東京都立多摩総合医療センター	府中市
	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市
	公益財団法人結核予防会複十字病院	清瀬市
小児科	同愛記念病院	墨田区
	昭和大学病院	品川区
	東海大学医学部附属八王子病院	八王子市
	公立昭和病院	小平市
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市
皮膚科	日本医科大学付属病院	文京区
耳鼻咽喉科	日本医科大学付属病院	文京区

※眼科は該当なし